

令和3年第5回

瑞浪市議会定例会議案

令和3年11月25日

目 次

議第 7 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 7 8 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 7 9 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 8 0 号	瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 8 1 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	1 0
議第 8 2 号	指定管理者の指定について……………	1 1
議第 8 3 号	指定管理者の指定について……………	1 2
議第 8 4 号	指定管理者の指定について……………	1 3
議第 8 5 号	工事請負契約の締結について……………	1 4
議第 8 6 号	工事請負契約の締結について……………	1 5
議第 8 7 号	市道路線の廃止について……………	1 6
議第 8 8 号	市道路線の認定について……………	1 7
議第 8 9 号	市道路線の認定について……………	1 8
議第 9 0 号	市道路線の認定について……………	1 9
議第 9 1 号	市道路線の認定について……………	2 0
議第 9 2 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………	2 1
議第 9 3 号	令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 2 号）……………	2 3
議第 9 4 号	令和 3 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	3 5
議第 9 5 号	令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	3 7
議第 9 6 号	令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	3 9

議第 77 号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 53 条」を「第 53 条・第 54 条」に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 38 条第 2 項を削る。

第 42 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 4 項第 1 号中「児童福祉法第 24 条第 3 項」の次に「（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第 5 項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第 53 条を第 54 条とし、第 52 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 53 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等

に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記

録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例

の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第78号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次に、「行う者」を「行う施設」に改める。

第49条を第50条とし、第48条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により

行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第79号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「第36条の規定を勘案し、必要がある」を「第36条ただし書に規定する出産である」に改め、「、規則で定めるところにより」を削り、「1万6千円を上限として」を「1万2千円を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る瑞浪市国民健康保険条例第5条の2第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議第 80 号

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「、又は勤務する者」を「、勤務し、又は通学する者」に改め、同条第 3 項第 1 号中「、及び」を「、又は」に改める。

第 5 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（2） 第 3 条第 2 項第 1 号に規定する要件を満たさなくなったとき。

第 8 条ただし書中「、水火災その他の災害」を「、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条及び第 13 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の表に定める額の年額報酬を支給する。

団長	年額 82,500 円
副団長	年額 69,000 円
分団長	年額 50,500 円
副分団長	年額 45,500 円

部長	年額 38,000円
班長	年額 37,000円
団員	年額 36,500円
災害支援団員	年額 5,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の表に定める額の出動報酬を支給する。ただし、活動が4時間に満たない場合は、半額とする。

災害	1日につき 8,000円
警戒	1日につき 4,000円
訓練	1日につき 3,000円
その他	1日につき 3,000円

4 年額報酬は、4半期に分けて支給し、出動報酬は4半期ごとにまとめて支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が、公務のため市外に旅行した場合は、瑞浪市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）の例により費用弁償を支給する。

2 費用弁償は、4半期ごとにまとめて支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議第 8 1 号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
大 竹 和 夫	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 8 2 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市農産物等直売所の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市農産物等直売所 |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市土岐町 6 0 5 9 番地
みずなみアグリ株式会社
代表取締役 鷺 尾 賢一郎 |
| 3 指定の期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

議第 8 3 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市産業振興センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|-----------------|--|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市産業振興センター |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市上平町 5 丁目 5 番地の 1
瑞浪陶磁器卸商業協同組合
理事長 三 浦 彰治郎 |
| 3 指定の期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

議第 8 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市釜戸公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|-----------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市釜戸公民館 |
| 2 指定管理者
の名称等 | 瑞浪市釜戸町 2 6 7 3 番地の 1
釜戸町まちづくり推進協議会
会長 平 尾 巖 |
| 3 指定の期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

議第 8 5 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 稲津小学校北側法面崩壊復旧工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 1 4 3, 2 8 2, 7 0 0 円
変更後 1 6 5, 4 6 9, 7 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 瑞浪市稲津町小里 7 8 7 - 1
株式会社西尾建設
代表取締役 西 尾 治 徳 |

議第 86 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 25 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 瑞浪市総合文化センターホール天井等改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 187,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市陶元町61
新興建設株式会社
代表取締役 田 中 勝 也 |

議第 8 7 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	4 4 6	桜堂・中央橋線	土岐町字下二ツ岩 5 2 4 4 番 6 地先 土岐町字下今尻 6 0 8 1 番 5 地先	

議第 8 8 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 8 0	桜堂・入木線	土岐町字下二ツ岩 5 2 4 4 番 6 地先 土岐町字入木 5 5 6 2 番 2 地先	

議第 8 9 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1 6 8 1	入木・下今尻線	土岐町字入木 5 5 0 8 番 1 地先 土岐町字下今尻 6 0 5 0 番 2 地先	

議第 90 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 3 年 11 月 25 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1679	沼・道上線	明世町山野内字沼 297 番地先 明世町山野内字道上 25 番地先	

議第91号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和3年11月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1682	虫塚線	土岐町字虫塚1134番4地先 土岐町字虫塚1134番14地先	

議第92号

令和3年度瑞浪市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度瑞浪市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,278,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,165,759	22,800	3,188,559
	1 地方交付税	3,165,759	22,800	3,188,559
15 国庫支出金		2,835,405	27,000	2,862,405
	2 国庫補助金	1,322,964	27,000	1,349,964
16 県支出金		966,095	9,000	975,095
	2 県補助金	319,038	9,000	328,038
歳入合計		17,219,600	58,800	17,278,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,000,591	58,800	5,059,391
	2 児童福祉費	2,034,989	58,800	2,093,789
歳出合計		17,219,600	58,800	17,278,400

議第 9 3 号

令和 3 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 3 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 6, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 3 6 5, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		3,188,559	65,984	3,254,543
	1 地方交付税	3,188,559	65,984	3,254,543
13 分担金及び負担金		36,683	1,333	38,016
	1 分担金	9,404	1,333	10,737
15 国庫支出金		2,862,405	9,953	2,872,358
	1 国庫負担金	1,505,386	21,561	1,526,947
	2 国庫補助金	1,349,964	△11,708	1,338,256
	3 委託金	7,055	100	7,155
16 県支出金		975,095	△2,822	972,273
	1 県負担金	560,067	10,780	570,847
	2 県補助金	328,038	△13,602	314,436
18 寄附金		160,110	40,460	200,570
	1 寄附金	160,110	40,460	200,570
19 繰入金		671,553	△2,175	669,378
	2 財産区繰入金	28,336	△2,175	26,161
21 諸収入		276,210	46,167	322,377
	4 雑入	164,976	46,167	211,143
22 市債		1,754,300	△72,200	1,682,100
	1 市債	1,754,300	△72,200	1,682,100
歳入合計		17,278,400	86,700	17,365,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,712,220	103,996	2,816,216
	1 総務管理費	2,370,501	103,996	2,474,497
3 民生費		5,059,391	31,078	5,090,469
	1 社会福祉費	2,750,402	16,815	2,767,217
	2 児童福祉費	2,093,789	13,313	2,107,102
	4 災害救助費	500	950	1,450
4 衛生費		1,606,560	4,693	1,611,253
	1 保健衛生費	703,685	669	704,354
	2 清掃費	804,614	5,200	809,814
	3 環境費	98,261	△1,176	97,085
6 農林水産業費		285,838	1,293	287,131
	1 農業費	236,170	8,195	244,365
	2 林業費	49,668	△6,902	42,766
7 商工費		575,142	△56,500	518,642
	1 商工費	575,142	△56,500	518,642
8 土木費		1,443,546	3,910	1,447,456
	2 道路橋梁費	758,086	18,596	776,682
	4 都市計画費	384,313	△14,686	369,627
9 消防費		845,591	△2,596	842,995
	1 消防費	845,591	△2,596	842,995
10 教育費		2,062,422	2,114	2,064,536
	1 教育総務費	273,607	1,564	275,171
	2 小学校費	477,724	△3,600	474,124
	3 中学校費	153,612	3,250	156,862
	6 保健体育費	363,361	900	364,261
11 災害復旧費		387,380	5,670	393,050
	1 農林水産業施設 災害復旧費	32,580	5,670	38,250
12 公債費		1,494,124	△6,958	1,487,166
	1 公債費	1,494,124	△6,958	1,487,166
歳出合計		17,278,400	86,700	17,365,100

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備交付金事業	30,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	現年農用施設 補助災害復旧事業	24,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
定例会等会議録作成委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,300
議会広報印刷製本費	令和3年度から 令和4年度まで	1,030
指定物品等購入費	令和3年度から 令和4年度まで	9,000
郵便料金計器保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	176
両面印刷機保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	148
入札参加資格審査業務共同料 アウトソーシング業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	400
広報みずなみ印刷製本費	令和3年度から 令和4年度まで	6,600
広報みずなみ梱包委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,200
広報みずなみ配布委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,400
庁舎自家用電気工作物 保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	719
庁舎足拭きマット等賃借料	令和3年度から 令和4年度まで	523
庁舎観葉植物賃借料	令和3年度から 令和4年度まで	212
電話設備保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	759
情報処理業務委託料(単価契約)	令和3年度から 令和4年度まで	20,300
地域公共ネットワーク保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	48,300
庁内ネットワーク保守支援委託料	令和3年度から 令和4年度まで	7,000
情報化推進人材派遣委託料	令和3年度から 令和4年度まで	5,400
県域統合型GISシステム使用料	令和3年度から 令和4年度まで	600
瑞浪市公式ホームページ保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,400

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
メールマガジン配信システム使用料	令和3年度から 令和4年度まで	900
多言語翻訳ソフト使用料	令和3年度から 令和4年度まで	600
オンライン申請システム使用料	令和3年度から 令和4年度まで	900
総合案内型AIチャット ポットサービス使用料	令和3年度から 令和4年度まで	400
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料(A)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附額 の40%及び寄附者 への送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料(B)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の12%に 消費税相当額を加えた 額、寄附者への返礼品 及び送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 返礼品管理等手数料(C)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の4%に 消費税相当額を加えた 額、寄附者への返礼品 及び送料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(A)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の1%の額
ふるさとみずなみ応援寄附金 収納代行事務等手数料(B)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の1%に 消費税相当額を加えた 額及び基本料の合計額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(A)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ応援 寄附金寄附額の5%、 8%又は8.5%の 合計額に消費税 相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(B)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附 額の9%に消費税 相当額を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(C)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附 額の10% 又は12%の合計額 に消費税相当額 を加えた額
ふるさとみずなみ応援寄附金 受付等システム利用料(D)	令和3年度から 令和4年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附 額の8%に 消費税相当額 を加えた額
電子預貯金等調査システム使用料	令和3年度から 令和4年度まで	200
住民税申告受付支援システム保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	330
総合行政情報システム保守委託料 (住民税年金特別徴収分)	令和3年度から 令和4年度まで	370
課税資料イメージスキャナ保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	130
行政ファックス保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	99
住基ネット統合端末機器保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	52

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
マイナンバーカード等裏書料 プリンター保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	71
IC旅券用交付窓口端末機保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	33
戸籍事務遠隔入力業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	264
生活困窮者自立支援事業委託料	令和3年度から 令和4年度まで	12,000
緊急通報装置保守管理委託料	令和3年度から 令和4年度まで	106
高齢者移送サービス業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	50
高齢者中核機関運営業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,200
在宅老人短期入所委託料	令和3年度から 令和4年度まで	250
障害者中核機関運営業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,200
障害者意思疎通支援事業委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,200
母子健康手帳アプリ使用料	令和3年度から 令和4年度まで	330
子育て短期支援事業委託料	令和3年度から 令和4年度まで	114
ひとり親家庭学習支援事業委託料	令和3年度から 令和4年度まで	3,000
衛生害虫等の生息調査料 及び防除業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,268
啓明保育園入所児童委託料	令和3年度から 令和4年度まで	72,500
管外保育所入所委託料	令和3年度から 令和4年度まで	14,000
病児・病後児保育事業委託料	令和3年度から 令和4年度まで	4,494
千寿の里愛保育園入所児童委託料	令和3年度から 令和4年度まで	95,000
(仮称)せいわ保育園入所児童委託料	令和3年度から 令和4年度まで	74,000
(仮称)中京こども園入所児童委託料	令和3年度から 令和4年度まで	87,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
幼 児 園 I C T シ ス テ ム 使 用 料	令和3年度から 令和4年度まで	396
生 活 保 護 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	278
妊 産 婦 健 康 診 査 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	29,591
産 後 ケ ア 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	630
健 康 管 理 シ ス テ ム 使 用 料	令和3年度から 令和4年度まで	127
資 源 ・ ご み 分 別 ア プ リ 使 用 料	令和3年度から 令和4年度まで	190
不 燃 物 最 終 処 分 場 不 燃 物 選 別 ・ 受 付 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	4,700
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	3,000
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 処 理 施 設 設 備 診 断 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	1,430
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 及 び 地 下 水 水 質 検 査 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	2,000
焼 却 施 設 溶 融 炉 燃 料 費 (L P ガ ス)	令和3年度から 令和4年度まで	23,500
焼 却 施 設 管 理 運 営 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	170,000
焼 却 施 設 機 能 検 査 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	3,100
可 燃 ご み 収 集 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	48,800
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	41,000
火 葬 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和6年度まで	66,100
勤 労 者 生 活 安 定 資 金 預 託 金	令和3年度から 令和4年度まで	32
勤 労 者 住 宅 資 金 預 託 金	令和3年度から 令和4年度まで	3,409
農 地 基 本 台 帳 管 理 シ ス テ ム 保 守 管 理 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	165
農 産 物 等 直 売 所 自 家 用 電 気 工 作 物 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	300

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
バ ー ベ キ ュ ー 場 造 成 費 及 び 橋 梁 新 設 工 事	令和3年度から 令和4年度まで	150,000
ワ ナ 監 視 メ ー ル シ ス テ ム 賃 借 料	令和3年度から 令和4年度まで	440
釜 戸 駅 乗 車 券 販 売 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	2,200
小 口 融 資 預 託 金	令和3年度から 令和4年度まで	100,000
鬼 岩 ド ラ イ ブ イ ン 公 衆 ト イ レ 料 清 掃 管 理 業 務 委 託	令和3年度から 令和4年度まで	990
東 海 自 然 歩 道 大 久 後 公 衆 ト イ レ 料 保 守 点 検 業 務 委 託	令和3年度から 令和4年度まで	156
市 道 等 補 修 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	20,000
猿 爪 川 水 位 警 報 シ ス テ ム サ ー バ ー 利 用 料	令和3年度から 令和4年度まで	96
瑞 浪 駅 周 辺 公 共 施 設 清 掃 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	950
瑞 浪 駅 周 辺 迷 惑 駐 車 及 び 料 迷 惑 車 両 確 認 業 務 委 託	令和3年度から 令和4年度まで	400
地 域 交 流 セ ン タ ー 附 属 駐 車 場 料 保 守 点 検 業 務 委 託	令和3年度から 令和4年度まで	660
市 民 公 園 (東 部) 管 理 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	12,200
市 民 公 園 (西 部) 管 理 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	18,000
都 市 公 園 維 持 管 理 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	720
消 防 通 信 指 令 設 備 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	3,465
消 防 業 務 管 理 シ ス テ ム 更 新 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	4,852
消 防 業 務 管 理 シ ス テ ム 備 品 購 入 費	令和3年度から 令和4年度まで	2,849
児 童 生 徒 各 種 検 査 業 務 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	2,659
教 育 み ず な み 印 刷 製 本 費	令和3年度から 令和4年度まで	362
瑞 浪 小 学 校 カ ラ ー 印 刷 機 保 守 委 託 料	令和3年度から 令和4年度まで	220

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
土岐小学校カラー印刷機保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	154
土岐小学校カラー印刷機賃借料	令和3年度から 令和4年度まで	64
小学校浄化槽保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,014
小学校ダムウェーター保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	801
小学校校内ネットワーク保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	4,371
小学校インターネット接続システム機器保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,059
児童生徒教職員健康診断業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	3,836
学校歯科健診入力システム使用料	令和3年度から 令和4年度まで	242
小学校ICT支援員委託料	令和3年度から 令和4年度まで	10,500
瑞浪中学校カラー印刷機保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	110
瑞浪北中学校カラー印刷機保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	220
中学校浄化槽保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	86
中学校ダムウェーター保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	229
中学校校内ネットワーク保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,874
中学校インターネット接続システム機器保守委託料	令和3年度から 令和4年度まで	454
中学校デジタル教材購入費	令和3年度から 令和4年度まで	842
中学校ICT支援員委託料	令和3年度から 令和4年度まで	4,500
総合文化センター夜間受付業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,290
総合文化センター舞台管理業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	6,060
総合文化センター舞台照明設備保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	440

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合文化センター舞台機構 設備等保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	330
総合文化センター舞台音響 設備等保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	420
市民図書館図書購入費	令和3年度から 令和4年度まで	8,000
こいのぼり祭イベント業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	2,500
体育施設ナイター照明操作等業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	752
日吉スポーツ施設清掃業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	273
市民体育館夜間受付業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,258
市民体育館清掃業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	4,715
市民体育館エレベーター 保守点検業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	845
トレーニング室管理運營業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	8,976
トレーニング室受付システム保守管理委託料	令和3年度から 令和4年度まで	198
学校給食センターL S A重油購入費	令和3年度から 令和4年度まで	2,816
一般廃棄物処理業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	636
食品リサイクル処理業務委託料	令和3年度から 令和4年度まで	1,015
過年農業用施設補助災害復旧工事費	令和4年度	7,200

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年農業用施設単独 災害復旧事業	2,100	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過年農業用施設補助 災害復旧事業	6,800	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
通信指令設備 更新事業	67,200			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道等整備 交付金事業	118,400	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	127,500	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
論析3号線 道路改良事業	5,400				2,100			
道の駅整備 事業	7,600				1,800			
消防ポンプ自動車等 更新事業	15,600				9,500			
現年農業用施設補助 災害復旧事業	1,000				6,800			

議第94号

令和3年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,596,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月25日 提出

瑞浪市長 水野光二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		330,100	△16,000	314,100
	2 基金繰入金	64,500	△16,000	48,500
歳入合計		3,612,000	△16,000	3,596,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		919,803	△16,000	903,803
	1 医療給付費分	647,350	△20,000	627,350
	2 後期高齢者支援金等分	209,473	1,100	210,573
	3 介護納付金分	62,980	2,900	65,880
歳出合計		3,612,000	△16,000	3,596,000

議第 9 5 号

令和 3 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 6, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 8 3, 9 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		826,915	3,013	829,928
	2 国庫補助金	237,721	3,013	240,734
8 繰越金		4,750	43,487	48,237
	1 繰越金	4,750	43,487	48,237
歳入合計		3,537,400	46,500	3,583,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		400	25,000	25,400
	1 基金積立金	400	25,000	25,400
4 地域支援費 事業費		157,445	0	157,445
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	99,139	0	99,139
	3 包括的支援事業 ・任意事業費	51,595	0	51,595
5 諸支出金		4,750	21,500	26,250
	1 償還金及び 還付加算金	4,750	21,500	26,250
歳出合計		3,537,400	46,500	3,583,900

議第 9 6 号

令和 3 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
駅北駐車場キャッシュレス決済手数料	令和4年度から 令和5年度まで	駐車場使用料に 決済手数料率を 乗じて得た額に 基本料を加えた額
駅北駐車場管理機器保守点検業務委託料	令和4年度から 令和5年度まで	30
浪花駐車場キャッシュレス決済手数料	令和4年度から 令和5年度まで	駐車場使用料に 決済手数料率を 乗じて得た額に 基本料を加えた額